

事 務 連 絡
平成29年9月14日

各市町立小中学校長 様

埼玉県教育局東部教育事務所 総務・給与担当室長

平成29年分非常勤講師の「給与所得の源泉徴収票」の配布について(通知)

非常勤職員の「給与所得の源泉徴収票」(平成29年1月以降)について、県費事務システムの帳票印刷にて配布しておりますので確認をお願いします。

印刷に御注意ください(A4サイズ2枚の印刷となります)。

源泉徴収票は、2枚目右側部分の受給者交付用のみ切り取り、非常勤講師本人に交付してください。

また、必ず学校控えとしてコピーをとるようお願いします。

氏名・フリガナ・生年月日・住所について、記載内容が正しいか確認してください。誤りがあった場合は、各学校で訂正(二重線で訂正)・交付し、教育事務所担当者に連絡をしてください。

また、再交付の依頼があった場合は、各学校の控えをコピーして交付してください。

- * 東部地区内で兼務校がある場合、それらを合算して1枚にまとめたものを、1校のみ(学校コードが早い方)に配布しています。他地区(南部・西部・北部)勤務分がある場合は、給与支払者である各地区の教育事務所長が源泉徴収票を別途発行します。
- * 今回配布するのは、平成29年4月以降採用されていない職員で、源泉徴収票は退職時の学校に配布しています。
- * 今回対象職員分も含め、平成30年1月にも源泉徴収票データの配布を行う予定です。
- * 修正・交付・再交付は配布校で行ってください。

総務・給与担当：大隅、戸來
(非常勤講師の報酬・費用弁償に関すること)

TEL 048(737)2727

各非常勤講師 様

埼玉県教育局東部教育事務所 総務給与担当

平成29年分「給与所得の源泉徴収票」について

このことについて、別添のとおり「給与所得の源泉徴収票」(平成29年1月以降)を交付いたします。

確定申告の際に必要な場合がありますので、紛失しないように大切に保管してください。

(紛失した場合は配布校で再交付することになります。)

* 東部地区での兼務校分は、1枚の源泉徴収票に合算して記載し、取りまとめの学校(学校コードの早い方)にて交付しています。

* 東部地区以外(南部・西部・北部)でも勤務している場合、その分の源泉徴収票は当該事務所から、別途交付されます。

総務・給与担当：大隅、戸來
(非常勤講師の報酬・費用弁償に関すること)

TEL 048(737)2727